

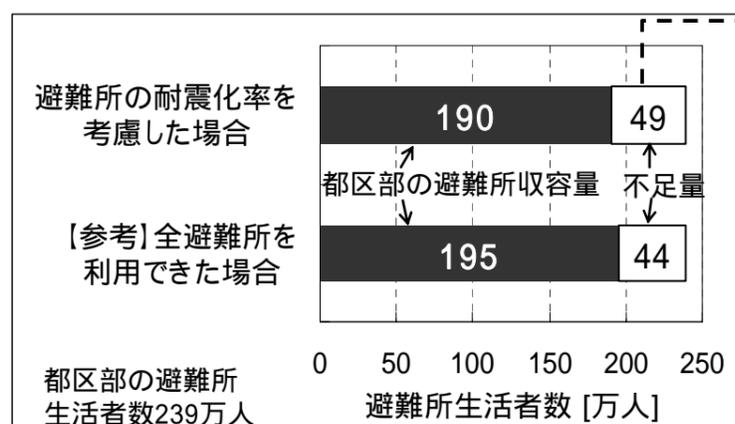
避難所及び応急住宅に関する需給バランスの試算結果

【避難所生活期】

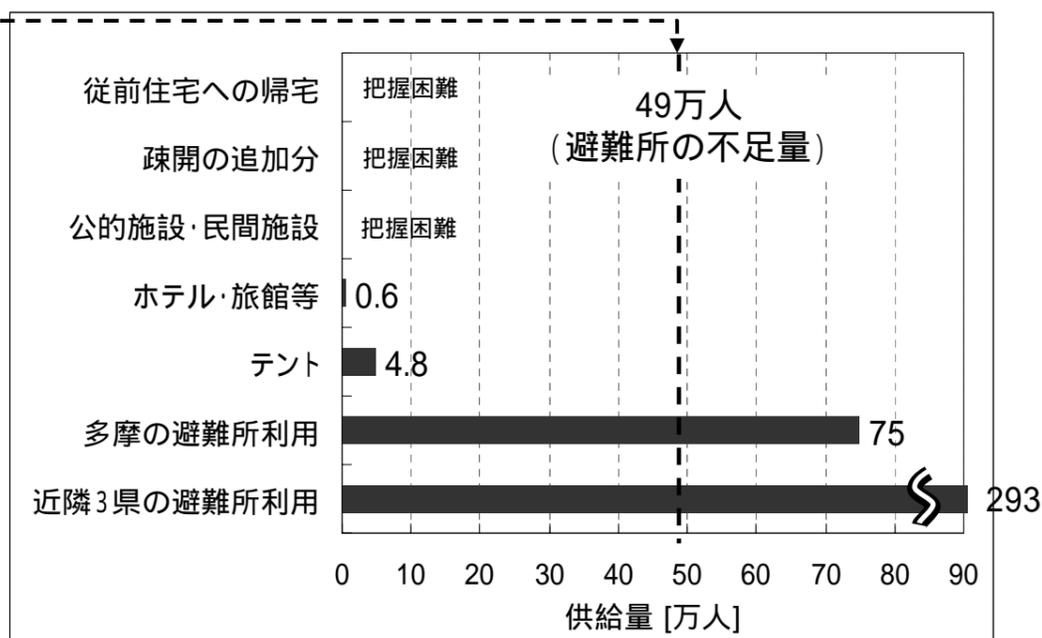
避難所の不足量（東京都区部）と、その不足量に対する供給可能量の推計

（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）

		推定 [万人]	推定根拠
避難所の不足量 ^{*1}	避難所の耐震化率を考慮した場合	49	東京都区部の避難所生活者数(239 万人 ^{*2})から一次避難所の収容可能人数(耐震化率を考慮した場合 190 万人、全避難所を利用できた場合 195 万人 ^{*3})を引いた値
	【参考】全避難所を利用できた場合	44	
不足量に対する供給可能量	従前住宅への帰宅	-	(把握困難)
	疎開の追加分 (親類・知人宅等への避難は既に考慮されており、さらなる疎開を意味する)	-	(把握困難)
	公的施設・民間施設	-	(把握困難)
	ホテル・旅館等	0.6	5,814 人 ^{*3}
	テント	4.8	1.2 万人(市区町村保有分 ^{*3}) + 3.6 万人(都調達分 ^{*4})
	多摩の避難所利用	75	74.9 万人(耐震化率を考慮した多摩地区の避難所の余剰 ^{*2,*3})
	近隣 3 県の避難所利用	293	292.6 万人(耐震化率を考慮した埼玉県、千葉県、神奈川県 ^{*3,*5})の避難所の余剰



～ 東京都区部で発生する避難所の不足量 ～



*1: 「耐震化率を考慮した場合」では、耐震化されていない建物の全半壊率を区市町村平均震度が震度 6 強の場合 20%、震度 6 弱の場合 5%として利用困難となる収容量を算出し、元の総収容量（全避難所を利用できた場合）から除外している。

*2: 「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成 18 年 5 月）の結果（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）を引用

*3: 市区町村へのアンケート結果を踏まえた数値。避難所の 1 人あたりの収容面積は各市区町村で決めており、市区町村によって異なる。

*4: 東京都へのアンケート結果を踏まえた数値。都全体の数値であるが、不足の大きい都区部に全量割り当てると仮定

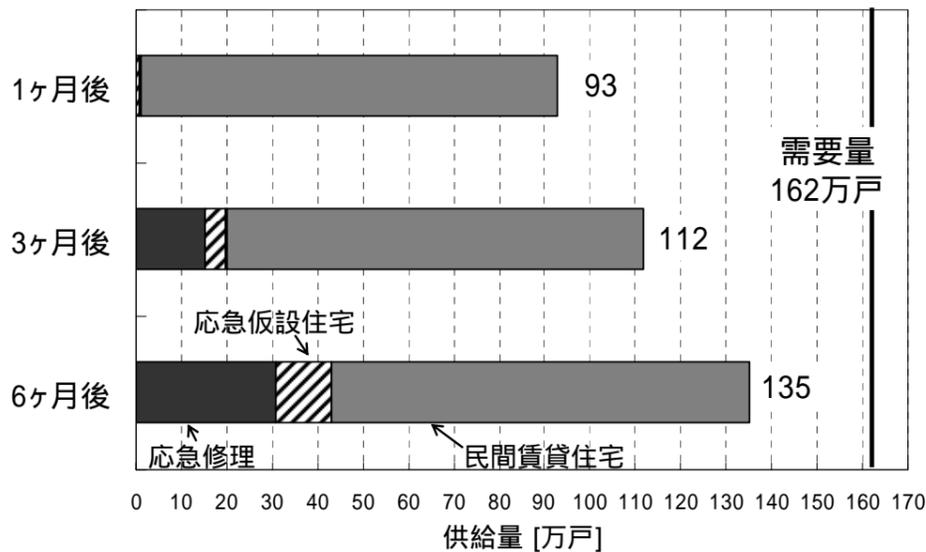
*5: 埼玉県、千葉県、神奈川県^{*3}の避難所生活者数は、中央防災会議「首都直下地震被害想定」（平成 17 年 2 月 25 日）（東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時、風速 15m/s、発災 1 日後）の値

【応急住宅生活期】

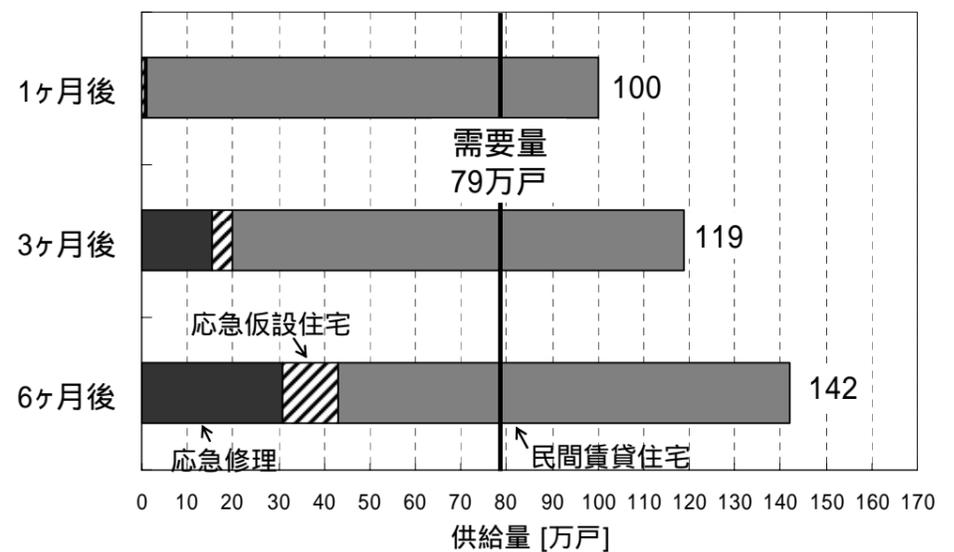
応急住宅の需要量と供給可能量の推計（1都3県）

（東京湾北部地震、M7.3）

		推定 [万世帯、万戸]		推定根拠
		風速 15m/s (冬 18 時)	風速 3m/s (冬 5 時)	
応急住宅 の需要量	住宅を失った 世帯数	162	79	162 万世帯 = {(風速 15m/sの場合の建物被災が要因の都県別 避難者数 ^{*1}) × (都県別の世帯数 ÷ 人口)} の 1 都 3 県合計 79 万世帯 = {(風速 3m/sの場合の建物被災が要因の都県別避 難者数 ^{*1}) × (都県別の世帯数 ÷ 人口)} の 1 都 3 県合計
応急住宅 の供給可 能量	応急修理	0.0	(1 ヶ月後)	半年後における応急修理戸数 = 0.5 × 木造半壊戸数 ^{*2}
		15.4	(3 ヶ月後)	
		30.8	(6 ヶ月後)	
	応急仮設住宅	0.88	(1 ヶ月後)	「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」 ((社)プレハブ建築協会) ^{*3}
		4.4	(3 ヶ月後)	
		12.2	(6 ヶ月後)	
公営住宅等	0.18	0.19	提供可能数(約 2,000 戸 ^{*4}) × (1-被災率) 被災率 = 全壊・焼失率 ^{*1} + 0.5 × 半壊率 ^{*1}	
民間賃貸住宅	91.9	98.9	提供可能数(105 万戸 ^{*5}) × (1-被災率) 被災率 = 全壊・焼失率 ^{*1} + 0.5 × 半壊率 ^{*1}	



冬18時・風速15m/sのケース



冬5時・風速3m/sのケース

なお、1都3県の周辺県（茨城、栃木、群馬、山梨、静岡）では、約33万戸の賃貸用住宅の空き家・空き室がある。

- *1：中央防災会議「首都直下地震被害想定」（平成17年2月25日）（東京湾北部地震、M7.3、15m/s（冬18時発災）または風速3m/s（冬5時発災））の値
- *2：半壊戸数に対する応急修理戸数の比は、阪神・淡路大震災で4%、新潟県中越地震で66%であり、今回は比を50%とし、木造半壊戸数の半分が最終的には応急修理されるものとした。なお、木造半壊戸数は、木造住宅半壊棟数 × 木造住宅1棟当たり平均戸数（=木造住宅戸数 / 木造住宅棟数）により求めた。また、応急危険度判定に約1ヶ月以上要する可能性もあり、発災1ヶ月後では応急修理はほとんど行われぬものとし、6ヶ月後には対象となる全ての建物の修理が完了し、3ヶ月後はその半分が終了するものと仮定した。
- *3：「平成18年度災害対策業務関連資料集」（(社)プレハブ建築協会）によれば、関東ブロックを対象とした建設要請受諾後の供給（建設）戸数は、1ヶ月以内が8,800戸、3ヶ月以内が44,000戸、6ヶ月以内が122,000戸となっている。なお、市区町村アンケート結果によれば、1都3県における応急仮設住宅建設可能用地は約1,600ヘクタールであり、応急仮設住宅1戸あたり約80㎡（阪神・淡路大震災の実績）と仮定すると、応急仮設住宅の建設可能用地は20万戸分ある計算となる。
- *4：市区町村・都県へのアンケート結果
- *5：平成15年住宅・土地統計調査及び*4より算定。なお、住宅・土地統計調査では、市場に出ていない物件や高額物件も含まれている可能性がある。